

「米子市情報公開条例」及び
「米子市個人情報保護条例」の改正について
の意見募集・資料

《 内 容 》

- 意見募集のご案内
- 資料 1 : 「米子市情報公開条例」及び「米子市個人情報保護条例」の主な改正点
- 資料 2 : 米子市情報公開条例の一部を改正する条例（素案）
- 資料 3 : 米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例（素案）
- 資料 4 : 米子市情報公開条例（現行）
- 資料 5 : 米子市情報公開条例施行規則（現行）
- 資料 6 : 米子市個人情報保護条例（現行）
- 資料 7 : 米子市個人情報保護条例施行規則（現行）
- 提出用意見用紙

米子市

【問い合わせ】米子市総務部総務管財課情報公開担当
〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

TEL : 23-5352

FAX : 23-5390

Eメール : somu@city.yonago.lg.jp

「米子市情報公開条例」及び「米子市個人情報保護条例」の改正についてご意見を募集します（ご案内）

1 意見募集の趣旨

(1) 米子市情報公開条例の改正について

現在、情報公開制度における紙文書の公開方法のうち、紙文書の写しを交付する場合、コピー機によりコピーしたものを交付することとしていますが、紙文書をスキャナで読み取り電磁的記録に変換（PDF化）し光ディスク（CD-R又はDVD-R）に保存したものを交付して欲しいと、市民のかたから要望されるようになりました。そこで、紙文書の公開方法として、新たに電磁的記録に変換し光ディスクに保存したものを写しとして交付することを加えることとします。

また、現在、電磁的記録の公開方法は、閲覧又は視聴に限られています。そこで、電磁的記録のうち用紙に出力することができるものについては、その出力した用紙を電磁的記録の写しとして交付することができることとし、電磁的記録のうち光ディスクに保存することができるもの（音声データ及び動画データを除く。）については、光ディスクに複写したものを交付することができることとします。

ところで、現在、情報公開制度において公開請求者に交付する公文書の写しの作成に要する費用については、実費として公開請求者が負担することとされています。そこで、上記の公文書の公開方法の変更に伴い、それぞれの場合において公開請求者が負担する費用についても定めることに併せ、写しの作成に要する費用を手数料として明確に定めることとします。

以上の変更を行うため、米子市情報公開条例の改正をすることとし、このたび、当該条例の改正素案を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

(2) 米子市個人情報保護条例の改正について

現在、米子市個人情報保護条例の規定により保有個人情報の開示を実施する場合、保有個人情報の開示方法と写しの交付に係る費用の額については、情報公開制度において公文書の公開を実施する場合と同様にしています。これは、保有個人情報が公文書に記録されているものであることから、その開示方法等を情報公開制度における公文書の公開方法等とそろえることが合理的であるという考えによるものです。

そこで、(1)による米子市情報公開条例の改正により公文書の公開方法や写しの交付に係る費用の額を変更するに当たり、保有個人情報の開示方法等についても同様に変更することとします。

そのため、米子市個人情報保護条例の改正をすることとし、このたび、米子市個人情報保護条例の改正素案を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

2 意見募集の期間

令和元年11月27日（水）から同年12月26日（木）まで（必着）

3 条例改正に関する資料

- (1) 資料1：「米子市情報公開条例」及び「米子市個人情報保護条例」の主な改正点
- (2) 資料2：米子市情報公開条例の一部を改正する条例（素案）
- (3) 資料3：米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例（素案）
- (4) 資料4：米子市情報公開条例（現行）
- (5) 資料5：米子市情報公開条例施行規則（現行）
- (6) 資料6：米子市個人情報保護条例（現行）
- (7) 資料7：米子市個人情報保護条例施行規則（現行）

4 資料の閲覧場所

条例改正に関する資料は、米子市ホームページのほか、以下の場所でご覧いただくことができます。

- (1) 総務管財課（米子市役所本庁舎 3 階）
- (2) 地域生活課（米子市役所淀江支所 1 階）
- (3) 市内各公民館
- (4) 米子市行政窓口サービスセンター（米子市役所第 2 庁舎 1 階）

5 意見の提出方法等

この資料の末尾に備えております意見用紙をご利用いただくか、ご意見のほかに住所・氏名・電話番号を明記したものを、下記の提出先に直接ご持参いただくか、郵便・FAX・Eメールでお送りください。電話や口頭では受付できませんので、ご了承ください。

いただいた個人情報は、この意見募集の内容確認にのみ利用します。

なお、ご意見に対して個別には回答いたしません。内容ごとに整理して、市の考え方とあわせて後日公表します。

【問い合わせ・提出先】米子市総務部総務管財課情報公開担当

〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

TEL : 0859-23-5352

FAX : 0859-23-5390

Eメール : somu@city.yonago.lg.jp